

## 船舶事故調査報告書

平成28年4月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年8月12日 04時30分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市権現鼻北東岸沖 <small>かなしろ</small> 金城岩灯台から真方位258° 1,600m付近 （概位 北緯33° 45.8′ 東経129° 47.9′）
事故の概要	漁船 <small>かいと</small> 海仁丸は、北進中、航行不能となり、浅瀬に乗り揚げた。 海仁丸は、船底外板に破口等を生じたほか、主機に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 海仁丸、4.03トン NS3-72310（漁船登録番号）、個人所有 9.20m（Lr）×2.20m×0.82m、FRP ディーゼル機関、133kW（動力漁船登録票による）、昭和56年9月18日
乗組員等に関する情報	船長 男性 76歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年4月21日 免許証交付日 平成26年6月13日 （平成31年6月12日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	船底外板に破口、舵軸に曲損、プロペラ軸及びプロペラ翼に曲損、主機に濡損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 5、視程 約1海里 海象：波高 約1.2m、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約105cm 日出時刻：05時40分 壱岐市では、平成27年8月11日18時39分に強風注意報が、8月12日03時37分に波浪注意報が、それぞれ発表されており、本事故時、いずれも継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網を揚げる目的で、平成27年8月12日04時00分ごろ壱岐市 <small>なみなと</small> 七湊漁港を出港し、手動操舵

	<p>により、約8ノットの速力で権現鼻東岸沖を北進していたところ、04時10分ごろプロペラが動かなくなった。</p> <p>本船は、風浪によって徐々に南西方に圧流される状況下、船長が、機関を前後進にかけるなどして航行の再開を試みたが、プロペラが動かず、乗揚の危険を感じて四爪錨を海中に投入したが、錨が効かず、04時30分ごろ権現鼻東岸沖の岩場で浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>船長は、携帯電話により、家族と所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡した。</p> <p>船長の家族は、権現鼻に赴き、携帯電話で船上の船長に対して海に飛び込むよう指示した上で自身も海中に入り、船長を救助して上陸した。</p> <p>船長は、家族の車で帰宅した後に病院で受診し、入院加療を要する全身打撲等と診断され、79日間入院した。</p> <p>本船は、8月20日、クレーン船によって吊り上げられ、<small>いんどうじ</small> 壱岐市印通寺港まで運ばれた後、<small>かいてつ</small> 解撤された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.5mであった。</p> <p>本船は、本事故後、プロペラ軸に<small>おもり</small> 錘付きのロープが巻き付いていることが確認された。(写真1参照)</p> <div data-bbox="571 1093 1385 1547" data-label="Image"> </div> <p>写真1 左舷方から見たプロペラ</p> <p>海図W177(壱岐島)によれば、本船が航行不能となった場所から本事故発生場所に至る海域の底質は岩である。</p> <p>船長は、出港前に携帯電話で気象情報サイトにアクセスし、風速が8m/sを超え、午後には更に風が強くなる予報であることを知り、前日に投入していた刺し網の破損を<small>まぐ</small> 危惧して揚網に向かったが、海上の波を見て危険はないと思った。</p> <p>船長は、航行不能となった後、乗り揚げるまでの間、幾度か船上で転倒して負傷した。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p>	

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし あり</p> <p>本船は、権現鼻東岸沖を北進中、プロペラに浮遊ロープが巻き付いたことから、航行不能となり、船長が錨を投入したものの、風浪によって南西方に圧流され、岩場で浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、権現鼻東岸沖を北進中、プロペラに浮遊ロープが巻き付いたため、航行不能となり、船長が錨を投入したものの、風浪によって南西方に圧流され、岩場で浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒天時は、出港を控えることが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

